

| 改正後 | 現行 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">第1章～第2章 【略】</p> <p style="text-align: center;">第3章 競技許可証</p> <p>第1条 【略】</p> <p>第2条 競技許可証の新規申請</p> <p>1. ～3. 【略】</p> <p>4. 競技参加者許可証</p> <p>国内または国際の競技参加者許可証は、<u>満18歳以上の個人</u>、法人、クラブまたは団体名で申請し、交付を受けることができる。</p> <p>ただし、法人、クラブまたは団体の場合は、そのしかるべき責任者の名前によって申請しなければならない。</p> <p>第3条～第7条 【略】</p> <p style="text-align: center;">第4章～第5章 【略】</p> <p style="text-align: center;">第6章 本規定の施行</p> <p>第19条 本規定の施行</p> <p>本規定は、<u>2024年8月1日</u>より施行する。</p> <p style="text-align: right;">以上</p> | <p style="text-align: center;">第1章～第2章 【略】</p> <p style="text-align: center;">第3章 競技許可証</p> <p>第1条 【略】</p> <p>第2条 競技許可証の新規申請</p> <p>1. ～3. 【略】</p> <p>4. 競技参加者許可証</p> <p>国内または国際の競技参加者許可証は、個人、法人、クラブまたは団体名で申請し、交付を受けることができる。</p> <p>ただし、法人、クラブまたは団体の場合は、そのしかるべき責任者の名前によって申請しなければならない。</p> <p>第3条～第7条 【略】</p> <p style="text-align: center;">第4章～第5章 【略】</p> <p style="text-align: center;">第6章 本規定の施行</p> <p>第19条 本規定の施行</p> <p>本規定は、<u>2023年3月1日</u>より施行する。</p> <p style="text-align: right;">以上</p> |